

事務連絡  
平成27年10月1日

都道府県労働局労働基準部  
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局  
補償課長補佐（業務担当）

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う休業（補償）給付と障害厚生年金との併給調整事案に係る自由区分コードの登録について

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う共済組合の組合員又は加入者（以下「共済組合員等」という。）に係る休業（補償）給付と障害厚生年金との併給調整事務については、平成27年9月16日付け基補発0916第1号・基保発0916第1号「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う労災年金等における事務処理の変更について」により指示されたところですが、これに伴い、平成26年3月28日付け基労保発0323第2号「労災保険業務機械処理手引（業務共通・共通、短期給付業務、年金・一時金、二次健康診断等給付業務、給付統計データ関係、メリット制）の一部改正に伴う機械処理事務の留意点について」により示されている「自由区分コード」を下記のとおり追加設定し、この入力により件数等の把握を行うこととしましたので、今後の事務処理に遺漏なきようお願いいたします。

## 記

- 1 自由区分コードの追加設定  
次の表のとおり自由区分コードを追加設定する。

自由区分コード	区分名称
02	休業併給調整（国共済）
03	休業併給調整（地共済）
04	休業併給調整（私学共済）

- 2 入力対象  
共済組合員等に対して、同一の事由により障害厚生年金が支給されたため、休業（補償）給付について併給調整を行った事案